

平成24年度第1回宇都宮市個人情報保護運営審議会議事録

1 開催日時 平成25年3月28日(木) 午前10時00分から

2 開催場所 宇都宮市役所 本庁舎14階 14C会議室

3 出席者

(1) 委員 A

B

C

D

E

(2) 事務局 行政経営部 行政経営課職員

4 会議の状況

(1) 開会

事務局 [開会]

今回は、委員の改選が行われて最初の開催であるとともに、本年度最初の開催でもありますので、忌憚のない御意見を賜りますようお願いいたします。

本日は、会長の選出及び職務代理者の指名の後、個人情報取扱事務の届出に係る事項の報告になります。

それでは、しばらくの間、事務局で会議の進行を務めさせていただきます。

まず、委員の皆様にご自己紹介をお願いします。

[委員自己紹介]

事務局 ありがとうございました。

次に、事務局を紹介させていただきます。

[事務局自己紹介]

(2) 会長の選出及び職務代理者の指名

事務局 次に、会長の選出及び職務代理者の指名に入ります。

まず、会長の選出につきましては、宇都宮市個人情報保護条例施行規則第28条第1項により準用する第18条第1項に基づき、委員の互選によりこれを定めることとなっておりますので、委員の皆様にご会長の互選をお願いします。

E委員 前回はA委員に会長をお願いしていましたので、引き続きお願いしたいと思
います。

事務局 いかがでしょうか。

[「異議なし」と言う人あり]

事務局 それでは、A委員を会長と決定いたしましたので、A委員には会長席に移
動をお願いします。

[A委員、会長席に移動]

それでは、ここからの進行は会長をお願いします。

会 長 改めまして、会長に選出いただきましたAです。前回は務めさせていただ
きましたが、これからも御協力をお願いします。

次第によりますと、会長の選出の後に職務代理者の指名となっております。
これは、宇都宮市個人情報保護条例施行規則第28条第1項により準用する
第18条第3項に基づき、会長である私が職務代理者を指名することになっ
ておりますので、私から指名をさせていただきたいと思

それでは、B委員をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

[「異議なし」と言う人あり]

会 長 ありがとうございます。

それでは、B委員、よろしく願いいたします。

(3) 報告

会 長 次に、報告に入ります。

個人情報取扱事務の届出に係る事項の報告について、事務局から説明をお
願いします。

[事務局「個人情報取扱事務の開始、変更等に係る届出に関する報告につ
いて」説明]

会 長 ありがとうございます。

ただいま個人情報取扱事務の届出に係る事項につきまして、事務局から説
明がありましたが、質疑等がありましたらお願いいたします。

E委員 目的外利用・外部提供の35件について、2点お聞きします。

まず、資料の「ア 目的外利用 (No.1～16)」についてですが、これは
宇都宮市個人情報保護条例第8条第1項第5号の「実施機関内部及び実施機

関相互で利用することに特別の理由があり、かつ、本人の権利利益を不当に害するおそれがないと認められる」ので目的外利用を行ったという理解でよろしいのか。

次に、資料の「イ 外部提供」についてですが、これは先ほど御説明があった類型に該当し、過去の審議会において類型に該当するものは個別の諮問を省略することを了承しているのので、個別の諮問を省略して外部提供を行ったという理解でよろしいのか。

事務局

まず、1点目の目的外利用につきましては、御指摘のとおり宇都宮市個人情報保護条例第8条第1項第5号の規定に基づき、同条例第2条第1号に列挙されている実施機関内部及び実施機関相互で利用するものについて、特別の理由があり、かつ、本人の権利利益を不当に害するおそれがないと認められる場合に限り、目的外の利用を行っているものであります。資料の「ア 目的外利用」の16件につきましては、この規定に該当するため、目的外利用を行ったものであります。

次に、2点目の外部提供につきましては、宇都宮市個人情報保護条例第8条第1項第6号において「実施機関が、審議会の意見を聴いて特に必要があると認めたとき」と規定されておりますので、外部提供の都度に、審議会の意見をお聴きするということが原則となっておりますが、御指摘のとおり、類型については平成12年の審議会において御審議いただき、この類型に該当するものについては、その都度御意見をお聴きせず外部提供を行っても差し支えないとの答申をいただいておりますことから、資料の「イ 外部提供」につきましては、類型に該当するというので、外部提供を行ったものであります。

E委員

今の質問に関連して別紙4について何点か質問しますが、別紙4の1ページの2番については、所管課が「障がい福祉課」、利用先が「生活福祉第1課」、目的外利用の理由が「聴覚障がい者に対し住宅用火災警報器購入に係る費用の助成」となっており、2ページの8番については、所管課が「生活福祉第1課」、利用先が「消防本部予防課」、こちらも目的外利用の理由が「聴覚障がい者に対し住宅用火災警報器購入に係る費用の助成」となっているが、この2つの関係がよく分からないので、御説明ください。

事務局 聴覚障がい者の住宅用火災警報器購入に係る費用の助成につきましては、基本的に助成を行うのは生活福祉第1課であり、生活福祉第1課が聴覚障がい者の情報を把握するために障がい福祉課の情報を目的外利用したということとであります。

その上で、住宅用火災警報器の設置については、消防本部予防課が推進しているものであり、この助成については生活福祉第1課が行っているものですが、消防本部予防課も共管ということで、生活福祉第1課とその情報を共有して事業を行うために、目的外利用を行っているものであります。

E委員 消防本部予防課も聴覚障がい者の住所を知っておきたいということですか。

事務局 はい。

E委員 次に、別紙4の2ページの9番について質問しますが、陽西中学校の会計未処理の給食費を保護者に返還するために、市民課の情報を陽西中学校に提供しなくてはならない理由が分からない。陽西中学校も保護者に係る情報を持っているのではないのですか。

事務局 9番につきましては、陽西中学校の給食費について会計上未処理のものを保護者に返還するためのものであります。在校生については、学校で氏名、住所を把握しておりますが、既に卒業された方についても返還が必要であるため、既に卒業された方の氏名、住所等につきまして、市民課から情報提供を受けたものであります。

E委員 分かりました。

会長 別紙4の2番、8番及び9番について質問があり、事務局から御回答いただきました。今後、例えば9番を例に挙げますと、今のような具体的な説明があった方がよろしいでしょうか。

E委員 資料を見たときに、単純に陽西中学校が在校生の住所と氏名が分からない理由が分からなかったのです。説明によると、卒業生も含めてということだったので、もう少し詳細な記載があれば、分かりやすいのではないかと思います。

会長 どこまで具体的に記載するのかという問題はあるかと思いますが。

E委員 あるいは、事務局の説明の中で具体的な説明があれば、何の疑問も持たなかったのではないかと思います。

会 長 ありがとうございます。
 他にいかがでしょうか。

B委員 個人情報取扱事務について、あらかじめ届出をしなければならないとなっておりますが、実際に届出があるのは、通常、利用する期間のどれくらい前の時期なのかということについて、分かる範囲で御説明いただければと思います。

事務局 届出の時期につきましては、条例では「あらかじめ」となっているだけで、基本的には開始をする前の通常1か月程前から所管課から事務局に相談等があり、その相談を何回か受けた上で、最終的に届出を頂いております。
 ただし、この報告の中で過年度分というものがありますように、所管課で開始後に提出してきたというものもありますが、一般的には1か月ぐらい前、又は何週間か前から相談があった上で、届出を頂くということになっております。

B委員 おおむね事前に提出いただけているという理解でよろしいですね。

事務局 今回、御報告させていただいているものについては、ほぼ事前に届出を頂いたものであります。

B委員 宇都宮市個人情報保護条例第8条第3項において、目的外利用した場合には「公示その他適切な方法によりその旨を周知しなければならない」となっていて、「ただし、審議会の意見を聴いて必要がないと認めたときは、この限りでない」と規定されていますが、これは実際にどのように運用されているのですか。

事務局 開始の届出があったものにつきましては、個人情報取扱事務目録を作成し、本庁舎1階の行政情報センターにおいて閲覧に供しております。

 また、目的外利用の届出があったものにつきましても、届出書を行政情報センターにおいて閲覧に供し、周知を図っております。

B委員 公示その他の適切な方法としては、行政情報センターで閲覧に供しているという形で、一般に公示しているということですか。

事務局 はい。

B委員 審議会の意見を聴いて必要がないと認めたときというのは、これまでは特にないという理解でよろしいのですか。

事務局 はい。基本的に全て閲覧ができる状態になっております。

会長 今回の質問に関連して、確認になりますが、利用期間等を見ますと、既に平成24年5月となっていて、昨年からは開始されたものが大半ですが、このような報告に対して、当審議会はどのような役割を担うことになっているのか。

事務局 届出につきましては、条例においても届出制となっておりますので、市長が許可をするといったものではありません。

開始等の届出に関する審議会からの御意見につきましては、御意見を踏まえまして、当該届出に係る運用又は今後の別の開始等の届出に当たり、事務局で周知を図ったり、あるいは実際の運用に活用させていただくためのものです。

会長 今後の運用等に活用されるものということによろしいでしょうか。

事務局 はい。

会長 資料の「(4) その他」の15件のうち、未届けであったものが10件ということですが、この未届けというのは、どのように理解すればよろしいですか。

事務局 本来は、条例上あらかじめ届出をするということになっておりますが、所管課が制度を知らなかったとか、届出をする必要があるということが分からなかったということで、届出が漏れていたものでありまして、この点は事務局の周知不足の部分もあるかと思いますが、所管課に周知を図った結果、実は届出が必要なものがあったということで、後から届出が提出されたものです。

会長 ほかにありますか。

E委員 別紙4の1ページの5番についてですが、市民税課が所管課で利用先が人事課、理由が児童手当の所得制限額を計算するということだが、これは、市民税課が市職員の税情報を提供したということですか。

事務局 はい。職員の情報です。

E委員 職員給与における児童手当ですか。

事務局 はい。

E委員 説明が十分でないのではないかと。児童手当という記載だけだと、人事課が児童手当を扱っているのか理由が分からない。

また、別紙4の5ページの35番についてですが、教育企画課が持っている情報を、法律事務所に情報提供しているが、これは県とか警察とか裁判所といった公的機関からのものではないので少し異質ではないか。これも類型に該当したということで提供したのですか。

事務局 35番につきましては、類型に該当したというのではなく、本人の同意があるということで、宇都宮市個人情報保護条例第8条第1項第1号に該当するというので情報提供したものです。本人の代理人ということで請求をいただくのであれば、通常の個人情報の開示請求で、本人の代理人ということで行っていただくという方法もあったかと思いますが、こちらについては本人の同意に基づく外部提供ということで対応させていただいたところです。

E委員 分かりました。

会長 その他はいかがでしょうか。

よろしいですか。

[「はい」と言う人あり]

会長 それでは、以上で報告に関する質疑を終了させていただきます。

(4) その他

それでは、次にその他ですが、委員の皆様から何かありますでしょうか。

[「ありません」と言う人あり]

会長 それでは、事務局から何かありますか。

事務局 本日の審議会の議事録につきましては、後日、準備ができ次第郵送させていただきます。御確認いただければと思いますので、よろしくお願ひします。

会長 それでは、平成24年度第1回個人情報保護運営審議会を終了します。

本日はありがとうございました。